広島県後期高齢者医療広域連合議会事務局設置条例

平成１９年３月２８日
条例第１６号

（設置）

第１条　広島県後期高齢者医療広域連合議会に、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２９２条において準用する同法第１３８条第２項の規定に基づき、事務局を置く。

（職員）

第２条　事務局に事務局長その他必要な職員を置く。

２　事務局職員の定数は、広島県後期高齢者医療広域連合職員定数条例（平成１９年広島県後期高齢者医療広域連合条例第６号）の定めるところによる。

３　事務局職員の給与、身分等の取扱いに関しては、広島県後期高齢者医療広域連合の一般職の例による。

（委任）

第３条　この条例の施行に関し必要な事項は、議長が定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。